

# 第二種特定鳥獣管理計画

(ニホンジカ)

第2期

平成28年3月

岐阜県



## 第1章 計画の目的

1	管理すべき鳥獣の種類	・・・	1
2	計画期間	・・・	1
3	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	・・・	1
4	計画策定の目的及び背景	・・・	1
	(1) 目的	・・・	1
	(2) 背景	・・・	1

## 第2章 現状と課題

1	特定計画の経緯	・・・	2
2	現状	・・・	3
	(1) 生息状況	・・・	3
	① 分布域	・・・	3
	② 生息頭数	・・・	4
	(2) 被害状況	・・・	6
	① 農業被害	・・・	7
	② 林業被害	・・・	8
	③ 生態系被害	・・・	10
	(3) 被害対策状況	・・・	10
	① 防護柵の設置	・・・	10
	② 捕獲	・・・	11
	(4) 捕獲者の状況	・・・	15
	① 狩猟免許所持者数の推移	・・・	15
	② 狩猟免許所持者数の内訳	・・・	15
	③ 狩猟登録者の年齢構成の推移	・・・	15
3	前特定計画の達成状況及び課題	・・・	17

## 第三章 管理の方策

1	第二種特定鳥獣の管理の目標	・・・	18
	(1) 農林業被害の防止・軽減	・・・	18
	(2) 生態系被害の抑止	・・・	18
2	目標を達成するための施策	・・・	18
	(1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	・・・	18
	① 基本的考え方	・・・	18
	② 方策	・・・	19
	1) 狩猟	・・・	19

ア	狩猟期間の延長	．．． 19
イ	1人1日当たりの捕獲頭数の緩和	．．． 19
ウ	休猟区内における狩猟の特例	．．． 19
エ	特定の区域における「くくりわな径」の制限解除の廃止	．．． 20
2)	有害捕獲の推進	．．． 20
3)	個体数調整捕獲の実施	．．． 20
4)	指定管理鳥獣捕獲等事業	．．． 20
ア	指定管理鳥獣捕獲等事業の目的	．．． 20
イ	実施期間	．．． 20
ウ	実施区域	．．． 20
エ	事業の目標	．．． 20
オ	事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	．．． 20
カ	事業の実施者	．．． 21
5)	その他捕獲者に関する方策	．．． 21
ア	狩猟免許取得の推進	．．． 21
イ	狩猟免許所持者に対する支援	．．． 21
ウ	認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用	．．． 21
(2)	第二種特定鳥獣の生息地の整備、被害防除に関する事項	．．． 21
①	基本的考え方	．．． 21
1)	農地周辺の整備、被害防除	．．． 21
2)	森林の整備、被害防除	．．． 21
②	方策	．．． 21
(3)	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	．．． 21
①	捕獲個体の有効活用	．．． 21
②	モニタリング調査	．．． 22
③	関係機関との連携	．．． 22

## 第1章 計画の目的

### 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、シカ）

### 2 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

岐阜県全域

### 4 計画策定の目的及び背景

#### (1) 目的

- ・ 農林業被害の防止・軽減
- ・ 生態系被害の抑止

#### (2) 背景

##### 【シカは古くから生活を営むための資源として活用された】

岐阜県においても、県内各地の縄文遺跡からシカの骨等が出土しており、シカが生活を営むための資源（肉はタンパク源、毛皮は衣料、角や骨は狩猟採集道具）として利用されていたことがうかがわれる。

##### 【地域的な絶滅を引き起こした反省からシカの保護政策がとられた】

時代が下がるにつれ、捕獲圧が高まり、東北や北海道の一部で地域的な絶滅を引き起こすこともあった。

このような地域的な絶滅等を引き起こす無秩序な捕獲に対する反省から昭和22年には雌ジカが狩猟獣から除かれ、雄ジカのみ狩猟獣となった。雌ジカは平成6年に狩猟獣となったが、法令により捕獲禁止とされ、引き続き保護が図られた。

平成11年には鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（以下、「旧法」という。）の改正により創設された特定鳥獣保護管理計画制度により、同計画を策定することで雌ジカの狩猟が可能となった。その後、平成19年には法令による雌ジカの捕獲禁止措置が解除され、雌ジカの狩猟が可能となった。

##### 【シカ保護政策の反動で、シカが増え、様々な被害等が発生している】

近年では、増えすぎたシカによりミズバショウ等山野草の自生地が荒らされたり、食害による森林下層植生の衰退等の生態系被害や、人の生活圏内に侵出したシカによる農林業被害、列車や自動車との衝突事故の発生等の生活環境被害が生じるようになってきている。

##### 【シカは森林生態系を構成する重要な要素でもある】

一方、全国第5位の森林面積（862千ha）、森林率が全国第2位（81%）という特色を有する岐阜県にとって、シカなどの野生動物は森林生態系を構成する重要な要素でもあることにも留意しなければならない。

## 第2章 現状と課題

### 1 特定計画の経緯

	策定	第一回変更	法改正に伴い、第二種特定鳥獣管理計画として改定	
年月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 8 月	平成 27 年 5 月	
保護管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な生息頭数や生息密度への誘導を目標とするのではなく、農林業被害を減少させることを目標</li> <li>農林業被害を平成 21 年度比 50%まで減少</li> <li>モニタリングの結果を見ながら捕獲圧を弱める等調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林業被害を平成 21 年度比 50%まで減少</li> <li>最終的に 1 平方 k mあたりの生息密度 5 頭以下で管理することを念頭に次の目標を設定</li> <li>計画期間中に平成 23 年度捕獲実績数以上の捕獲頭数を確保できる捕獲体制整備、年間 15,000 頭の捕獲を目指す</li> </ul>	(継続)	
数の調整のための方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカ・イノシシの狩猟期間の延長 11/15～3/15。わな猟及び銃猟に限定。</li> </ul>	(継続)	(継続)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟における 1 人 1 日当たりの捕獲頭数の緩和 オス 2 頭、メス無制限</li> </ul>	(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟における 1 人 1 日当たりの捕獲頭数の緩和 わな猟：無制限 銃 猟：オス 2 頭、メス無制限</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>休猟区内におけるシカ狩猟の特例</li> </ul>	(継続)	(継続)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息密度の低減を目的とした有害捕獲の推進 鳥獣保護事業計画で定める許可基準を緩和、被害多発地域では予察捕獲を行う等、捕獲圧を効果的に高める</li> </ul>	(継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生息密度の低減を目的とした有害捕獲の推進 生息密度の低減のための有害捕獲の実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許取得の推進 土曜や冬季の狩猟免許試験の実施、講習会開催</li> </ul>	(継続)	(継続)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>養老郡養老町、海津市、大垣市上石津地区において、くくりわな径 12 c mの制限を解除</li> </ul>	(継続)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数調整の実施 生息密度の高い 13 市町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個体数調整の実施 県内全域</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業 他の管理捕獲を補完し捕獲等を推進</li> </ul>	

## 2 現状

### (1) 生息状況

【分布域は拡大傾向、生息頭数も増加傾向】

#### ① 分布域

【県内全域に拡大】

平成 15 年以降平成 26 年度までのシカの分布域は、捕獲情報や狩猟者の目撃情報を参考にすると、西濃、中濃北部、飛騨南部を中心に、年を経るに従い県北部、東部にまで拡大し、近年は高標高域でも目撃されるなど、県内のほぼ全域に分布している。

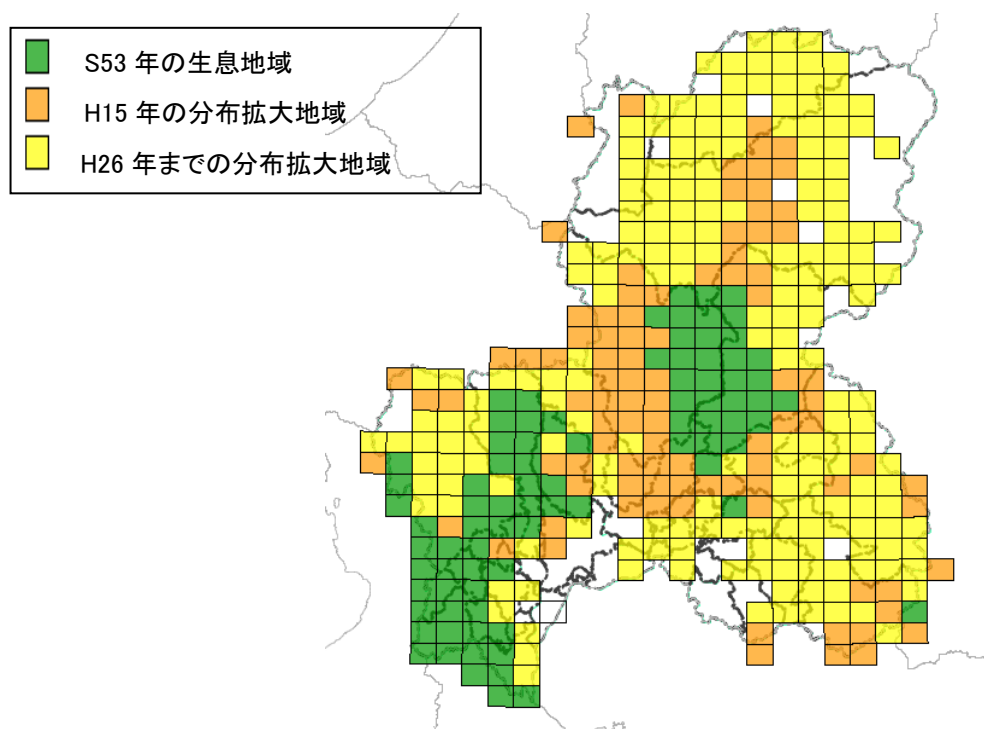


図1 岐阜県におけるシカの分布状況

## ② 生息頭数

### 【県全体の傾向として生息頭数増加傾向】

平成 26 年度環境省調査によると、岐阜県の平成 25 年度末の生息頭数は、67,323 頭(中央値。なお、90%信頼区間は 25,175～297,316 頭)と推計され、増加傾向にある。

表 2 生息頭数の調査結果

平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
中央値 55,584 頭	中央値 61,282 頭	中央値 67,323 頭
90%信頼区間 24,144～233,543 頭	90%信頼区間 24,960～263,352 頭	90%信頼区間 25,175～297,316 頭

### 【目撃効率でも生息頭数は増加傾向】

平成 22 年度以降 26 年度までの狩猟期における目撃効率（第一種銃猟狩猟者による 1 人 1 日あたりの目撃頭数）の平均値の推移をみると、増加傾向にあり、県全体として生息頭数の増加が推察される。

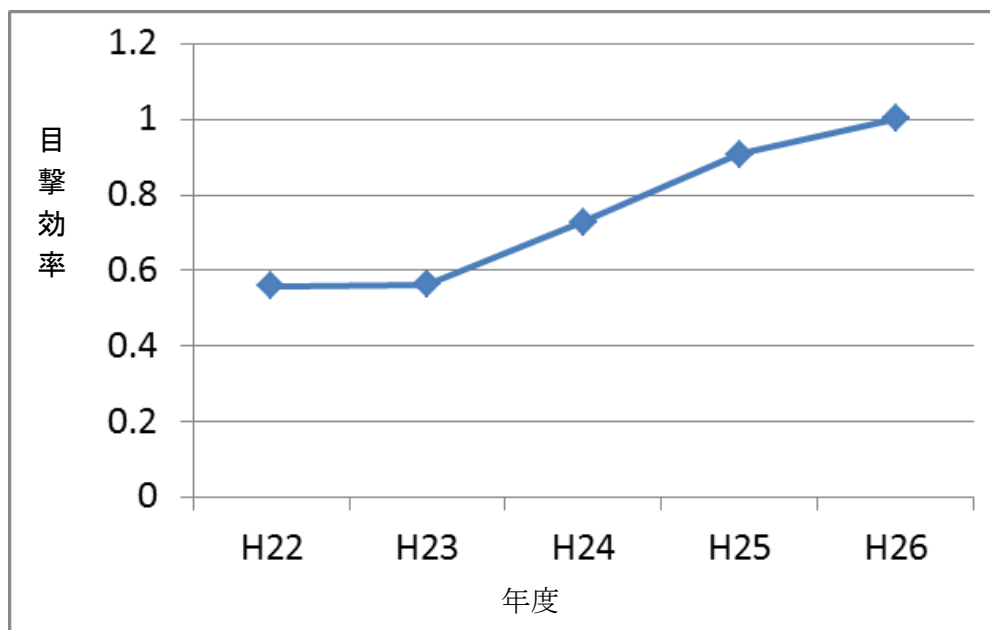


図 2 岐阜県における狩猟期のシカ目撃効率（平均値）の推移



【増加している場所は、西濃、岐阜北部、中濃北部と飛騨南部】

平成 22 年度以降 26 年度までの狩猟期における目撃効率（第一種銃猟狩猟者による 1 人 1 日あたりの目撃頭数）の推移をみると、西濃、岐阜北部、中濃北部と飛騨南部において目撃のあったメッシュ（※）や高率のメッシュが増加しており、これらの地域において生息数頭数の増加が推察される。

※メッシュ・・・地域を 5km 四方の格子状に区切った地図データ（メッシュデータ）のうち、一区画を指す

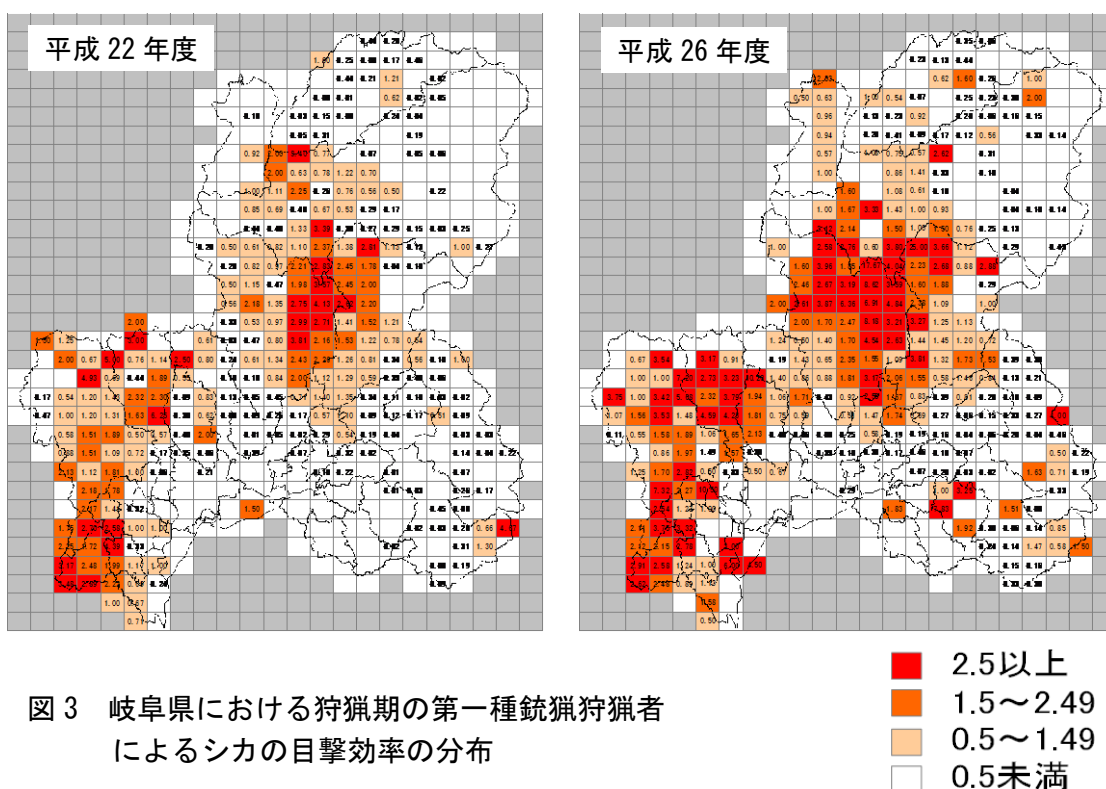


図 3 岐阜県における狩猟期の第一種銃猟狩猟者によるシカの見撃効率の分布

## (2) 被害状況

【農業被害は増加傾向、林業被害、生態系被害も発生】

### ① 農業被害

【県全体の傾向として被害額増加傾向】

平成26年度の農業被害額は、過去最高の被害額（1億5百万円）を記録した平成25年度から45%減少し6千万円を下回ったが、平成21年度から66%増加しており、依然として増加傾向にあるといえる。

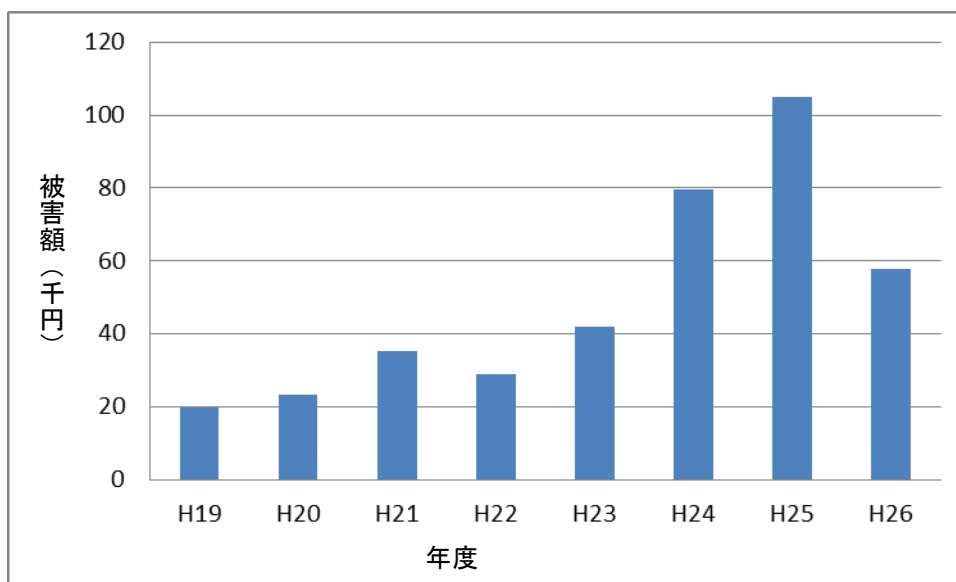


図4 岐阜県におけるシカによる農業被害額の推移

(農政部農村振興課調べ)

## ② 林業被害

### 【林業被害も発生】

シカによる被害が発生する樹種はスギやヒノキで、幼齢林は若芽を摂食されることが多く、壮齢林は雄ジカの角擦りによる剥皮の被害を受けることが多い。

シカの圏域別の林業被害面積（実損）の推移をみると、平成 22 年度は西濃が 60.4ha と壮齢林の被害が大きかったがその後被害額は減少している。平成 26 年度は岐阜が 66.5ha と幼齢林の被害が大きかった。

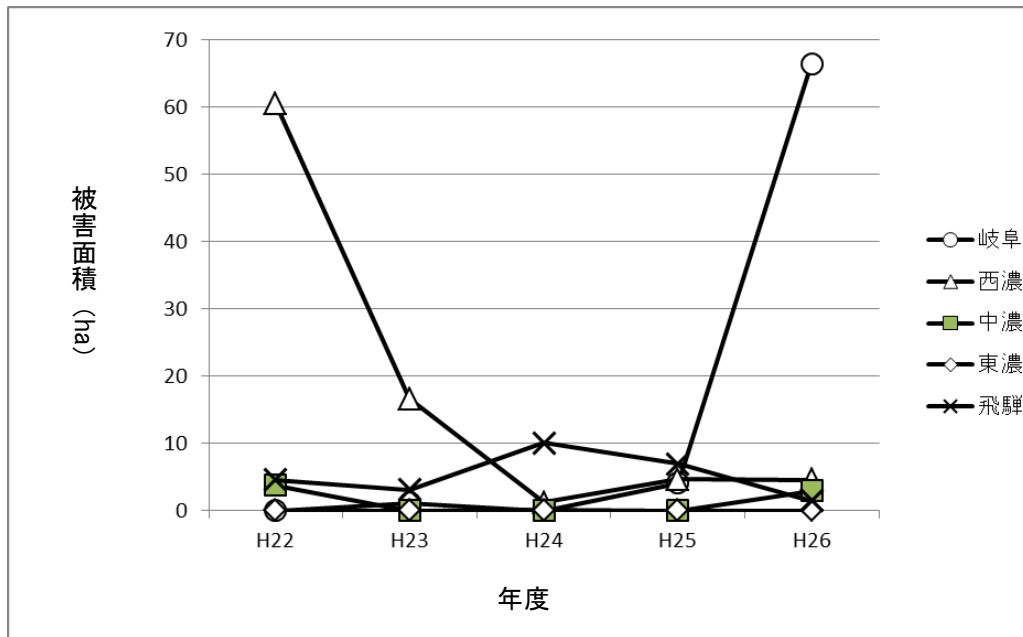


図 5 岐阜県におけるシカによる圏域別林業被害面積の推移

(林政部森林整備課調べ)

### ③ 生態系被害

#### 【生態系被害も発生】

岐阜大学応用生物科学部の安藤正規助教の調査（平成 22 年度）により、高山市荘川地区の山中に自生するミズバショウ群落がシカによる食害のために甚大な被害を受けていることが明らかとなった。



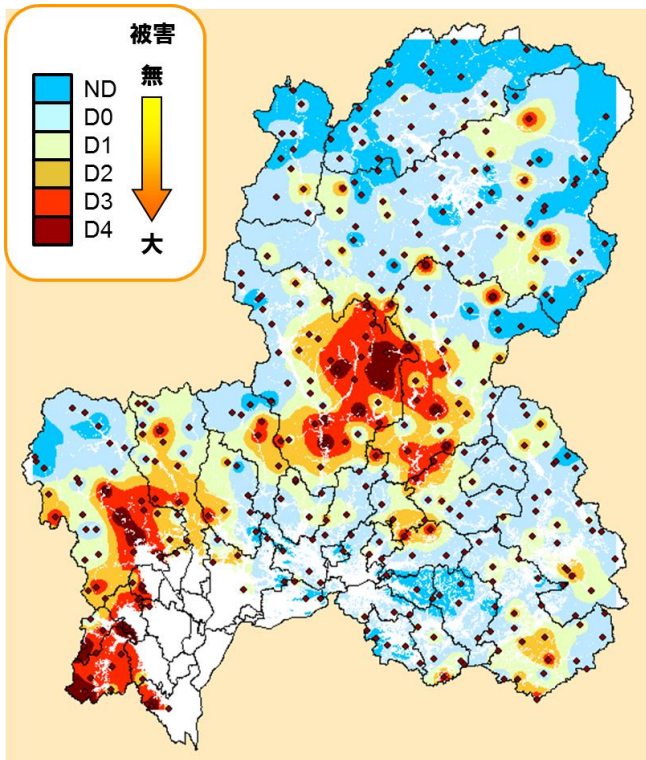
写真1 ミズバショウの食害（撮影：安藤正規助教、H22）

#### 【シカの食害により落葉樹広葉樹林の下層植生が衰退】

岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センターが、平成 25 年度、平成 26 年度に、岐阜県内のメッシュ毎に調査区を 1 点ずつ計 374 点設け、落葉広葉樹林内（コナラ、ミズナラ、ブナ、クリなど）等の下層植生を調査した結果によると、シカの生息密度が高い岐阜県西濃地域、中濃地域では、シカの食害により、顕著な下層植生の衰退が見られた。

また、これまでシカを目撃、捕獲が少ない岐阜県東濃地域および、飛騨地域東部でも顕著な下層植生の衰退が発生している地域が見られた。

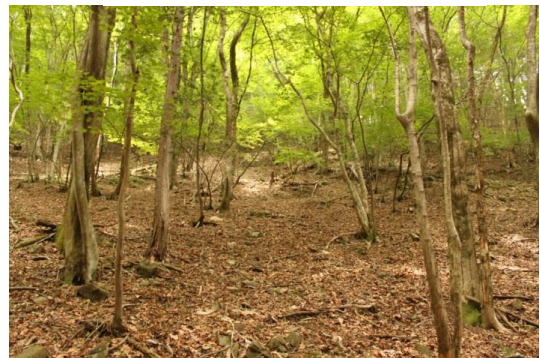
森林の下層植生が衰退すると、それらを餌や住处とする森林内の昆虫類、ネズミなどの小動物や鳥類の減少など生物多様性の低下や、土壌の浸食や表土の流出が懸念される。



D0（被害微）の林分



D2（被害中）の林分



D4（被害激）の林分

図6 森林下層植生の衰退度(H25, H26)

(岐阜大学野生動物管理学研究センター)

### (3) 被害対策状況

#### ① 防護柵の設置

平成 18 年度以降、国の交付金等を活用した防護柵の設置が本格化し、その総延長は平成 26 年度末において 1,000km を超えている。

表 3 国の交付金等を活用した鳥獣防護柵の設置状況

事業 期間	市町 村数	事業主 体数	整備延長 (L=m)	備考 (防護柵の種類等)
H18	2	2	6,894	金網柵
H19	2	2	2,282	金網柵
H20	3	4	8,557	電気柵、金網柵
H21	6	6	12,735	電気柵、金網柵
H22	8	10	19,738	電気柵、金網柵
H23	15	30	314,167	電気柵、金網柵、猪鹿鳥無猿柵
H24	18	26	156,125	金網柵、猪鹿鳥無猿柵、ワイヤーメッシュ柵
H25	26	44	255,694	金網柵、猪鹿鳥無猿柵、ワイヤーメッシュ柵
H26	26	68	313,506	金網柵、猪鹿鳥無猿柵、ワイヤーメッシュ柵
合計	107	192	1,089,698	※ 各年度の市町村及び事業主体数は、重複するものを除いた数 ※ 合計は延べ数

(農政部農村振興課調べ)

## ② 捕獲

【捕獲数は右肩上がりに増加、狩猟・有害・個体数調整全て右肩上がりに増加】

捕獲数は直近 10 年程度の間で増加傾向が続いており、平成 26 年度には前管理計画で目指した捕獲数 15,000 頭を超え 17,441 頭となった。狩猟、有害、個体数調整、いずれも右肩上がりの状況にある。

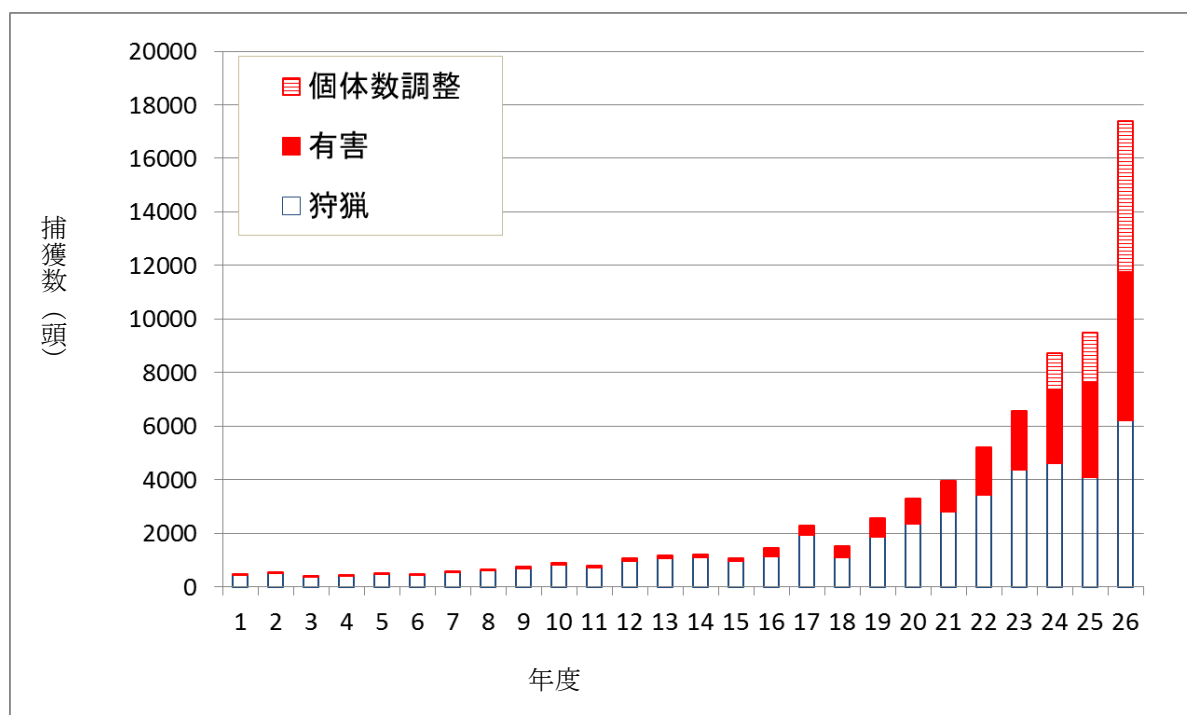
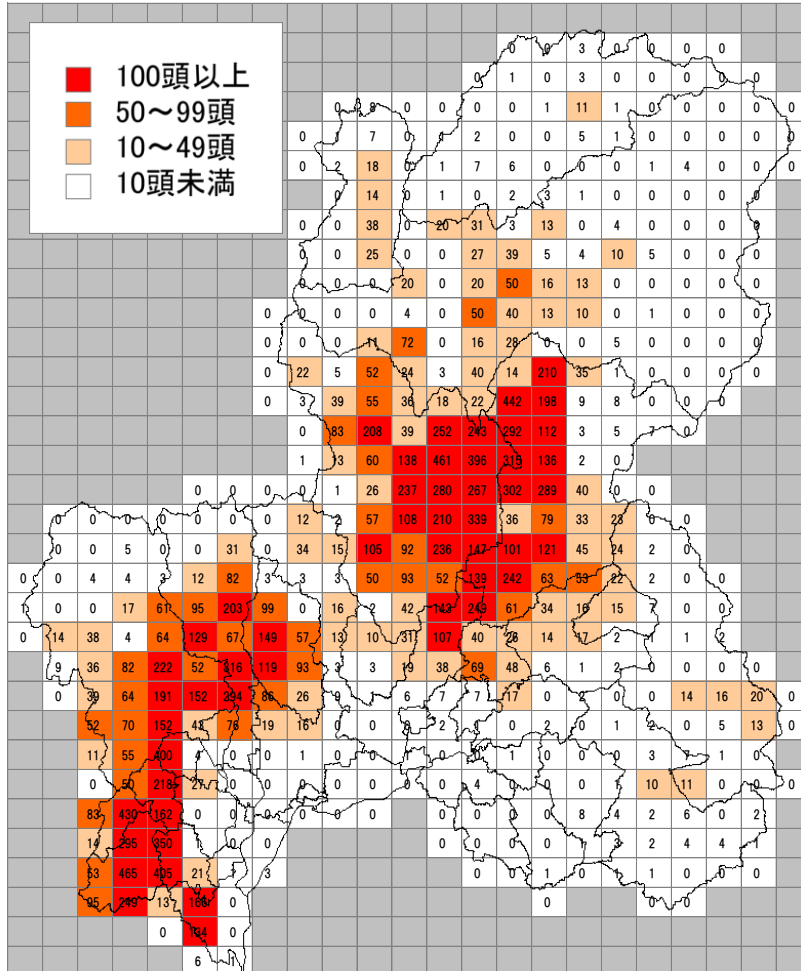


図 7 岐阜県におけるシカの狩猟捕獲、有害捕獲と個体数調整捕獲の捕獲数（総捕獲数）の推移

シカの捕獲は、生息密度の高い西濃、中濃北部、飛騨南部を中心に行われている。





### 【許可捕獲の担う大きな役割】

捕獲数の内訳は、平成 15 年度までは捕獲数の約 90%が狩猟捕獲であったが、その後は有害捕獲の割合が増加した。平成 25 年度以降は有害捕獲及び個体数調整捕獲を合わせた許可捕獲が狩猟を上回り、平成 26 年度には約 65%となった。

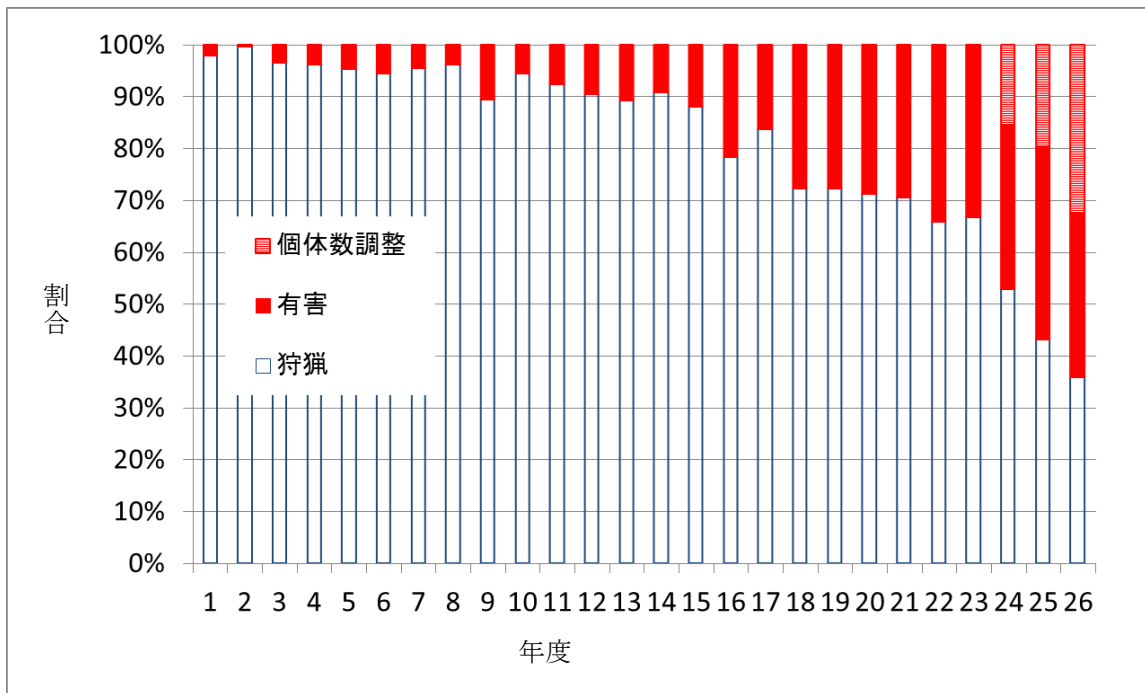


図 9 岐阜県におけるシカの狩猟捕獲、有害捕獲と個体数調整捕獲の捕獲数割合の推移

### 【捕獲数の6割がメスジカ】

捕獲の雌雄の内訳は、平成19年度以降メスジカの割合が増加し、平成23年度にはメスジカがオスジカを上回った。平成26年度は捕獲数全体の61%がメスジカであり、狩猟・有害・個体数調整のいずれにおいてもオスジカよりもメスジカが多く捕獲されている。

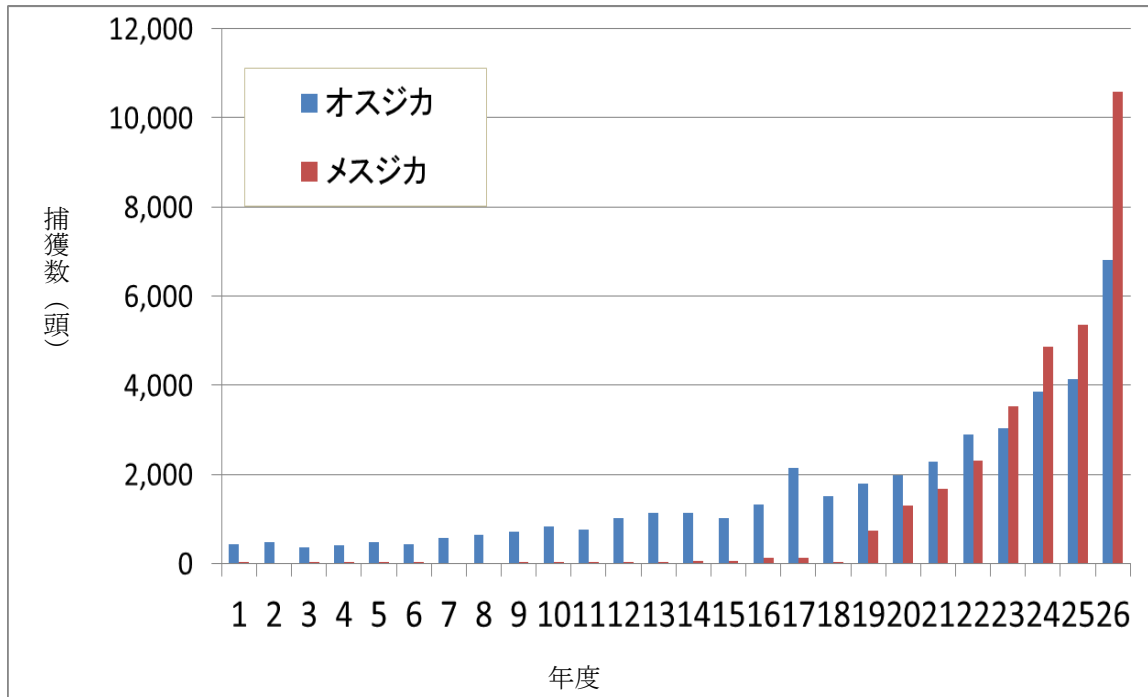


図10 岐阜県におけるシカの雌雄別の捕獲数の推移

#### (4) 捕獲者の状況

##### ① 狩猟免許所持者数の推移

【平成12年以降はほぼ横ばい】

狩猟免許所持者数（網猟を除く。岐阜県に住所を有する者に限る。以下同じ。）は、平成元年度末には約5,100人であったが、その後減少し、平成12年以降の狩猟免許所持者数は、ほぼ横ばいの状態となり、平成26年度末には4,284人となっている。

##### ② 狩猟免許所持者数の内訳

【第一種銃猟を上回るわな猟免許所持者に期待】

免許種毎の内訳は、第一種銃猟免許所持者は、平成元年には約4,200人であったが、その後減少し、平成26年度末には1,636人となっている。

一方、わな猟については、平成元年には400人であったが、その後増加し平成23年度以降は第一種銃猟を上回り、平成26年度末には2,548人となっている。

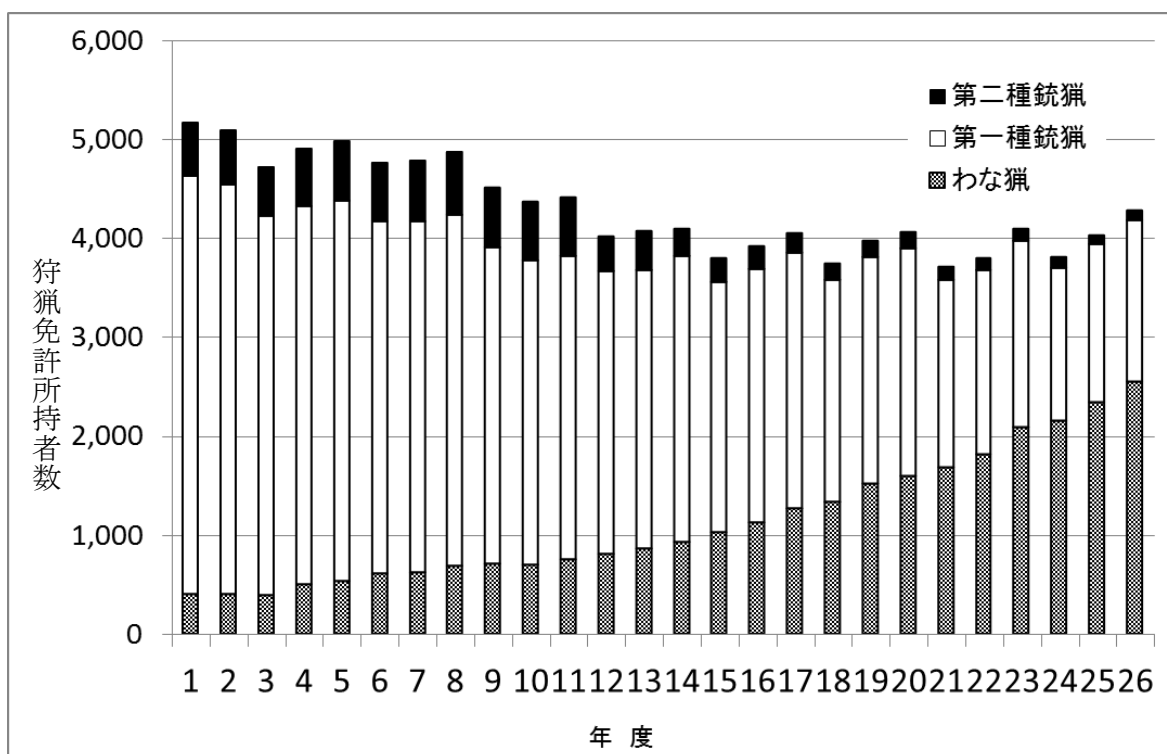


図11 岐阜県に住所を有する狩猟免許所持者数（網猟除く）の推移

### ③ 狩猟登録者の年齢構成の推移

#### 【65歳前後のピークが年々高齢の方へと推移】

第一種銃猟及びわな猟の狩猟登録者の年齢構成は、平成21年度では60歳前後がピークとなっており、そのピークが年度を追うごとに高齢の方へと推移し、平成26年度では65歳前後がピークとなっている。

一方、75歳のあたりではそのような推移が見られないことから、75歳頃までに狩猟を引退する狩猟者が多いと考えられ、若い狩猟者の確保が今後の課題である。

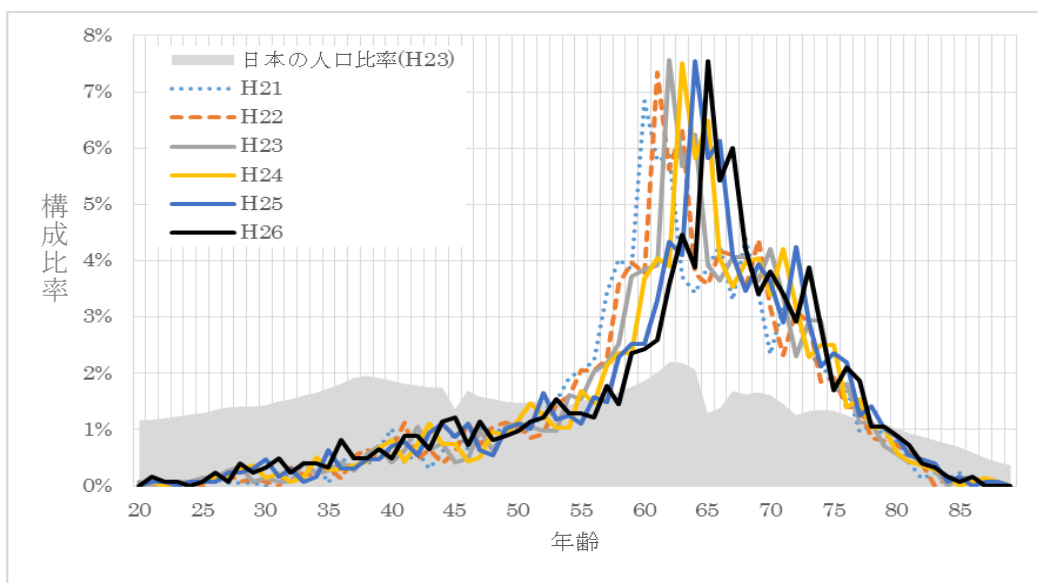


図 12 第一種狩猟者登録者の各年齢の構成比率の推移

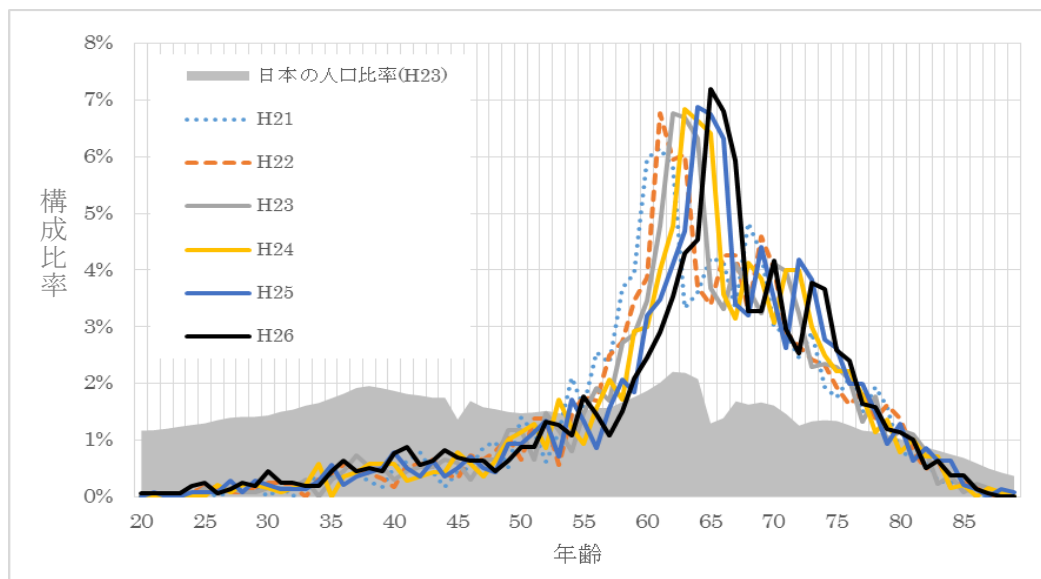


図 13 わな狩猟者登録者の各年齢の構成比率の推移

### 3 前特定計画の達成状況及び課題

#### 【捕獲頭数は目標達成したが、捕獲の担い手対策が課題】

- ・捕獲数は年々増加し、平成 26 年度には目標とした 15,000 頭の捕獲を達成することができた。
- ・狩猟免許所持者は減少し、かつ、高齢化しており、今後も年齢構成が全体的に高齢に移っていくことが懸念されることから、捕獲の担い手対策が課題である。

#### 【農業被害額は増加傾向にあり、生態系被害も発生】

- ・農業被害額は、平成 26 年度は平成 25 年度に比べ 45%減少したものの、平成 21 年度に比べ 66%増加しており、目標に到達できていない。
- ・農業被害の他にも、シカの食害による落葉広葉樹林における森林下層植生の衰退が明らかとなっており、生態系への影響が懸念されている。白山国立公園や中部山岳国立公園でもシカを目撃情報があり、高山帯・亜高山帯の生態系への影響も注視する必要がある。

#### 【個体数削減に有効なメスジカの捕獲が重要】

- ・農業を行う地域では、防護柵の設置による被害防除や、耕作放棄地や林縁部など周辺環境の整備と併せて捕獲を進めるとともに、農林業被害等に対しては加害個体を、生息密度が高い地域では繁殖上重要なメスジカを優先的に捕獲するなど、捕獲の量だけでなく、捕獲の質を高め、効果的、効率的な捕獲を進める必要がある。

#### 【様々な指標をモニタリングし対策の検証が必要】

- ・野生のシカを対象としていることから、生息頭数などの情報には不確実性や非定常性を含んでいることを念頭に、捕獲頭数だけでなく、農林業や生態系の被害状況、目撃状況、糞塊密度など様々な指標を用いて、必要な場所で必要な捕獲が行われているか検証を行っていく必要がある。

### 第三章 管理の方策

#### 1 第二種特定鳥獣の管理の目標

シカの管理の目標は次の2点とする。

##### (1) 農林業被害の防止・軽減

平成32年度の農業被害額を、農業者の一定の理解を得られるよう、平成26年度の被害の50パーセント程度にまで半減させることを目標とする。

##### (2) 生態系被害の抑止

森林下層植生の衰退は、森林内の昆虫や小動物の生息変化による生物多様性の損失や、森林土壌の侵食や表土流出による環境改変が懸念されていることから、これを抑止することを目標とする。

#### 2 目標を達成するための施策

個体数の管理と、生息地の環境の整備や農林業被害の防除を併せて、被害対策を実施する。

##### (1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

###### ① 基本的考え方

平成27年度12月までのシカの有害捕獲数が平成26年度の8割程度に減少したのは、平成26年度の捕獲頭数が15,000頭を超えたことで生息頭数が減少したことが一つの要因であると考えられる。

そこで、本特定計画期間においては、前特定計画から引き続き、前特定計画期間の捕獲制度(狩猟、有害、個体数調整)を維持して捕獲圧を高め、目標生息密度を5頭/km<sup>2</sup>以下で管理することを念頭に、県全体で前特定計画と同様に15,000頭/年の捕獲を目指す。

参考 農林業被害があまり大きくなる密度 : 1~2 頭/km <sup>2</sup> 自然植生にあまり目立った影響が出ない密度 : 3~5 頭/km <sup>2</sup> 出典 : 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (シカ編、環境省 2010 発行))
--

捕獲の実施にあたっては、個体数を減らすためには単年でなるべく高い捕獲圧をかけることが有効であることから、単年度での捕獲数が15,000頭を超えても差し支えないものとする。

なお、この目標は野生動物が不確実・非定常的であることを踏まえ、被害状況等と併せて効果を検証し、必要に応じて捕獲目標を見直すこととする。

また、捕獲するシカの雌雄の別によって捕獲の効果が異なる。生息密度が高い地域では特に繁殖上重要な雌を捕獲するなど捕獲の質を高めるとともに、捕獲状況と生息状況を検証し、捕獲が進まない地域の対策を進める。

## ② 方策

### 1) 狩猟

#### ア 狩猟期間の延長

本特定計画では、狩猟による捕獲圧を一層高め生息密度の低減を図るため、法第14条第2項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、シカ及びイノシシの狩猟期間を延長する。延長後の狩猟期間は、キノコ狩り、山菜採りや溪流釣り等の入山者への配慮から、11月1日から3月15日までとする。

- ・ 11月1日から11月14日までの猟法  
入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたシカ及びイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。
- ・ 2月16日から3月15日までの猟法  
前特定計画から引き続き、法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。
- ・ 11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟  
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

#### イ 1人1日当たりの捕獲頭数の緩和

前特定計画と同様に、本特定計画においても、個体数抑制に効果的とされるメスジカの捕獲を推進しつつ、雌雄を識別して捕獲できないわな猟については捕獲圧を最大限高めるため、法第14条第3項の規定を適用し次のとおりとする。

- ・ 銃猟 : メスジカは特に定めず、オスジカは2頭まで
- ・ わな猟 : 特に定めず

#### ウ 休猟区内における狩猟の特例

前特定計画から引き続き、個体数の管理を推進するため、法第14条第1項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区をシカ及びイノシシの狩猟ができる区域とする。

- ・ 11月1日から11月14日までの期間  
法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたシカ及びイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。

- ・ 2月16日から3月15日までの期間  
法第12条第2項の規定を適用し、シカ及びイノシシを対象としたわな  
猟及び銃猟以外を禁止する。
- ・ 11月1日から3月15日までの期間のわな猟  
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せ  
る大きさの脱出口を設けていないものは禁止する。

## エ 特定の区域における「くくりわな径」の制限解除の廃止

平成27年5月に養老郡養老町、海津市及び大垣市上石津地区にまたがる養老山地でツキノワグマが確認されたため、本特定計画では、くくりわな径の制限解除は行わないこととする。

## 2) 有害捕獲の推進

シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においてもシカの有害捕獲を積極的に推進する。

## 3) 個体数調整捕獲の実施

県内全域において市町村が計画する個体数調整を目的とした捕獲が実施できることとする。

## 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

### ア 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

シカによる被害のリスクが高く、かつ捕獲の必要性の高い地域における他の管理捕獲を補完することによりシカの捕獲等を推進し、本特定計画の目標の達成を図る。

### イ 実施期間

原則として1年以内とする。

### ウ 実施区域

県内全域とする。

### エ 事業の目標

他の管理捕獲と相まって、本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を補完する。

### オ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

#### ・ 方法

狩猟や他の管理捕獲との間に混乱の生じることがないように、市町村等と協議して決定する。

#### ・ 実施結果の把握及び評価

捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて実施計画の見直しを行うこととする。



#### カ 事業の実施者

岐阜県又は岐阜県から委託を受けた者とする。

#### 5) その他捕獲者に関する方策

##### ア 狩猟免許取得の推進

狩猟者の減少及び高齢化により、地域によっては有害捕獲への対応が困難になっていることから、狩猟免許制度の周知に努め、新規の狩猟免許取得を支援するための講習会を開催する。

また、狩猟免許試験を土曜日や冬期にも実施し、新規狩猟免許取得者の増加を図る。

##### イ 狩猟免許所持者に対する支援

狩猟免許取得者に対し、狩猟者団体等と連携し、捕獲方法の技術習得の支援を行い、捕獲の担い手の確保、育成、定着を図る。

##### ウ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定を受けた事業者は、主に公的な捕獲事業の担い手となり、計画に従って確実に捕獲を実施していくことが期待されるため、認定に必要な体制整備の補助や、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を行うこと等により、事業者の育成を図る。

#### (2) 第二種特定鳥獣の生息地の整備、被害防除に関する事項

##### ① 基本的考え方

###### 1) 農地周辺の整備、被害防除

収穫されず残された農作物などシカの餌資源となるものを極力排除するとともに、シカが農作物を餌として利用できないように防護柵の設置や維持管理を行う。

###### 2) 森林の整備、被害防除

森林整備の実施や皆伐等による下層木などの植生の回復は、シカの餌量を増やし、個体数の増加を引き起こすことが考えられる。このため、森林整備にあたっては、忌避剤の散布等の被害防除と捕獲とを並行して実施する。

##### ② 方策

###### ○ 市町村の被害防止対策に対する支援

防護柵設置や有害鳥獣捕獲等地域ぐるみの取組を進めるとともに、地域住民の参加によるワークショップや柵設置研修会の開催を通じて、対策未実施集落の集中的解消に取り組むことにより、被害防止対策のさらなる普及・推進を図る。

#### (3) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

##### ① 捕獲個体の有効活用

捕獲したシカ等の地域資源としての有効活用を図るため、食肉として利用する際の捕獲から流通までの衛生管理に関する指針として定めた「ぎふジビエ衛生ガイドライ

ン」の普及を図る。

② **モニタリング調査**

効率的な施策を推進するため、生息・被害・捕獲等の状況についてのモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

③ **関係機関との連携**

県、市町村、岐阜大学、狩猟者団体及び農業協同組合や森林組合等の関係機関並びに農家等住民との密接な連携のもと、本特定計画の目的を達成するための施策を推進する。